

女性就労支援事業業務実施要領

1 件名

女性就労支援事業

2 業務の目的

島根県内での就労を希望する女性（以下、「女性求職者」という。）を対象とした就職相談窓口を設置し、各人の希望、適性、スキル等に応じた就労支援をワンストップで行うことにより女性の就職やキャリアアップを支援する。

3 業務内容

県東部地区（松江市内）、県西部地区（浜田市内）に事務所を設置し、下記事務を実施すること。

なお、事務所に表示する名称は「レディース仕事センター」とする。

(1) 職業紹介

① 求人開拓・登録

ア 求人情報の収集

島根県内の民間企業や個人事業所等（以下「企業等」という。）を訪問し、求職者の要望・適性にあった求人情報を収集する。特に女性を積極的に採用し、人材育成に取り組む企業、管理職等幹部に登用したいと考える企業等からの求人情報を収集する。

イ 企業等からの求人の受付・登録・管理

上記アにより収集した求人情報を求人登録票（任意様式）により登録管理する。なお、登録した内容について、電子データにより管理しても差し支えないものとする。また、求人の申し込みの内容が法令に違反している場合は、その申し込みは受理しないものとする。

また、県事業（しまね女性の活躍応援企業、こっころカンパニー、しまねいきいき雇用賞等）の認定企業である場合、そのことを分かりやすく明示すること。

② 求職者への支援

ア 求職登録

提出書類及び面接等により、女性求職者の技能、経験、就職を希望する企業・業種及びその他の意向等を把握した上で女性求職者登録票（任意様式）により登録、管理する。

なお、登録した内容について、電子データにより管理しても差し支えないものとする。

イ 女性求職者への助言・情報提供

女性求職者からの就労に関する相談に応じ、助言及び情報提供を行う。

また、必要に応じて、子育て・介護支援情報の提供、職業訓練に関する助言や情報提供などの支援を行う。なお、求職者の利便性向上のため、オンラインでの相談体制（オンラインによる相談受付も含む）を構築する。

③ 職業紹介

ア 女性求職者の希望を尊重した上で求人登録の中から適当と思われる求人企業等を選定し、求人企業等へ意向確認及び面接等の日時を確認の上、紹介状（任意様式）により求人企業等へ女性求職者を紹介する。

また、女性求職者及び求人企業への採否の結果を確認するとともに、紹介状況を女性求人登録票及び女性求職者登録票（上記①イ及び②アにより作成した電子データ含む。）へ記録し、保存する。

イ 定着に向けた支援

女性求職者が就職した後も、就職先に着実に定着ができるよう支援に努める。

④ ハローワーク等との連携による職業紹介

ハローワーク等と日頃から密に連携し、求人情報の共有や活用を行うとともに、必要に応じて、ハローワーク等と相互の紹介・引継ぎ等連携を図ること。

(2) 就職支援セミナーの開催

女性求職登録者以外の者も対象とした、県内の女性求職者の就職促進を目的としたセミナーを県東部及び県西部でそれぞれ1回以上開催すること。

なお、子育て中の女性求職者等が多く参加できるように、会場設定や託児実施等十分に配慮すること。

(3) 企業向けセミナーの開催

女性が求める職場環境や労働条件等を企業に示しながら、企業における女性雇用の意識向上を目的としたセミナーを県東部及び西部でそれぞれ1回以上開催すること。

(4) 合同企業説明会の開催

女性求職者と企業担当者が直接接する機会をつくり、円滑な就職を促進するための合同企業説明会を県東部及び県西部でそれぞれ1回以上開催すること。

なお、子育て中の女性求職者等が多く参加できるように、会場設定や託児実施等十分に配慮すること。

(5) パソコン講習の実施

就労に向けた支援として、パソコン講習を下記のとおり実施すること。

講習は、基礎的なパソコンスキルに関する内容から実践（応用）的な内容まで、受講者のレベルに合わせて実施すること。

なお講習内容の詳細は、県と受託者が協議の上、決定する。

また、パソコン講習の開催に合わせて、女性求職者からの就労に関する相談に応じ、助言及び情報提供を行うことができるよう配慮すること。

	概要	開催回数
① 短期型講習	・主に無業の女性求職者向けとする。 ・1回あたり約15時間の講習（5時間/日×3日間を想定）とする。	年間8回以上 （4地域以上）
② 長期型講習	・主に非正規労働の女性求職者向けとする。 ・1回あたり約25時間の講習（2.5時間/日×10日間を想定）とする。	年間2回以上 （2地域以上）

(6) 出張相談会の開催

相談窓口のない地域において、ブース出展等による出張相談を10回以上実施すること。なお、開催地域は4地域以上とすること。

(7) 他事業、支援機関との連携

国、県、市町村及び企業等が実施する女性活躍推進に資する事業や子育て・介護支援に関する事業と連携した就労支援に努めるとともに、これら機関が実施する事業について情報収集を行い、女性求職者や企業等へ情報提供することにより、就労につなげるようにすること。

(8) ホームページ等の活用による情報提供・広報

ホームページ及び公式SNSアカウント（LINE・FACEBOOK等）を開設・運営し、業務内容だけでなく、女性求職者等へ必要な情報の提供を行うこと。なお、中高年齢者就労支援事業のホームページとは別に開設・運営することが望ましい。

(9) その他支援施策

(1)～(8)の業務内容以外に、業務の目的を達成するために必要とされる業務があれば、委託料の範囲内で実施に努めること。

4 事業目標

下記の目標を設けるので、達成状況の把握も含め、目標達成に向けた効果的な事業遂行を図ること。

(1) 相談件数 年間 1,900件以上

(2) 就職者数 年間 265人以上

※就職者数は、上記3(1)①によるものの他、ハローワーク等を経由して就職した人数とする。

5 職員の配置等

上記3の業務を円滑、効果的に行うため必要な業務執行体制を確保すること。ただし、ホームページの開設・管理業務については、別の者（ただし受託者の指揮命令権の範囲内に限る）が行っても差し支えないものとする。

(1) 配置人員

原則、県東部地区（松江市内）3名、西部地区（浜田市内）3名程度。

(2) 資格等

女性の様々な相談等の対応が必要であることから、国家資格であるキャリアコンサルタント又は同等の知識・専門性のある者で、就労相談又は職業紹介に関する業務経験が豊富な者1名以上の配置、それ以外の者についても就労相談又は職業紹介に関する業務経験がある者を配置するよう努めること。

(3) 業務遂行に当たって

マンツーマン態勢がとれるよう担当制にするなど、女性求職者一人ひとりのニーズや状態を個別に把握し、的確に職業紹介等が行えるよう努めること。

また、求人企業等の実態やニーズを十分把握した上で、職業紹介等を行うこと。

(4) 職員の研修

仕様書7に記載の職員の研修のほか、女性就労支援にあたり必要な内容について、職員研修を行うこと。

6 その他

本事業の実施に関して、本要領に定めのない事項については、別途島根県政策企画局女性活躍推進課長が定めるものとする。